

足立区こども支援センターげんき 研修室の利用案内

研修室は、区民の方のグループ活動などにご利用できます。

1 受付（予約）場所・日時

こども支援センターげんき支援管理係（2階受付） 電話03（3852）2861
受付日時...月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時00分（休業日...日・祝日・年末年始）

2 使用の申請・使用料の前納

グループの代表者名で使用申請書（印鑑不要）を提出し、使用料を前納してください。

3 使用の申請期間

申請期間（基本）...使用日の2カ月前の1日から使用日の前月20日まで

例...使用日が4月10日の場合は、申請期間が2月1日～3月20日までとなります。

（申請期間の初日または末日が休業日のときは、初日直後または末日直前の営業日）

使用日の前月20日以後の申請（受付日時...休業日を除く午後5時15分まで）

基本の申請期間以後であっても、既に他の研修室に使用の予定が入っている場合に限り、申請することができます。

4 使用の予約

電話または来館して研修室の空き状況を確認したうえで、予約することができます。予約した場合は、予約日の次の日から3日以内に、使用申請書を提出して使用料を前納してください。

5 研修室を使用できない日

毎月第1日曜日・年末年始（12月29日～1月3日）・臨時休業日

6 使用時間・使用料

施設名	定員	午前	午後	夜間	全日
		9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～21:30	9:00～21:30
研修室1(1階)	48名・57㎡	1,600円	2,000円	2,500円	5,400円
研修室2(5階)	51名・69㎡	1,600円	2,100円	2,500円	6,000円
研修室3(5階)	150名・193㎡	4,200円	5,900円	7,100円	16,700円

月曜日から土曜日までの夜間のみ使用できます。午前と午後は、使用できません。

日・祝日は、午前・午後・夜間とも使用できません。

使用時間には、準備・後片付けの時間を含みます。

設備および貸出物品：ホワイトボード、ホワイトボードマーカー、放送設備（研修室2および3）、またプロジェクター設備は、ありませんので事前にご用意をお願いします。

研修室1(1階)は、カーペット敷きのため、靴を脱いでのご利用になります。また、放送設備はありません。

7 使用上の注意事項

公共の交通機関または、自転車でお越しく下さい。自動車での来館は、ご遠慮ください。

敷地内および館内は、禁煙です。

持ち込みのゴミ類については、お持ち帰りください。

食事は、原則禁止です。

有料コピー機は、ありません。資料は、十分にご用意ください。

使用時間を厳守してください。使用を終了したときは、使用時間内において机の配置やマイク等を元の場所に返してください。

施設および付帯設備をき損または、滅失した場合に損害額を賠償していただきます。

8 使用の承認・使用時の提示

受付（2階）にて申請の際、使用承認書（兼領収書）をお渡しします。使用するときは、使用承認書（コピー可）を2階受付（夜間・日・祝日の利用時は、1階臨時受付）に提示してください。

9 使用の不承認・使用承認の取消し

次に該当するときは、使用できません。また、使用承認を取り消します。

公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

使用目的が営利、宗教的活動を目的とすると認められるとき。また不特定の者を対象に入場料や受講料等を取って行う講座等には、使用できません。

使用の目的または使用の条件に違反したとき。

会食・宴会など飲食飲酒を提供するとき。

部屋の外におよぶ音量等を発するとき。振動を発する運動を伴うとき。

使用上の注意を守らないとき。施設の管理上支障があると認められるとき。

教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

10 使用権の譲渡等の禁止

使用の権利を譲渡し、または転貸することはできません。

11 使用のキャンセル・使用料の還付

使用をキャンセルするときは、できるだけ早く電話でご連絡ください。

使用料は、次の場合を除き、還付できません。なお使用者の責任でない事由により使用できなかったときは、全額を還付いたします。

還付手続

使用日の2日前まで、かつ、使用承認を受けた日の翌日から3日以内（休業日を除く3日間）までに来館し、還付の手続をした場合 10割還付

（使用日の2日前が休業日に当たるときは、当該日の直前の休業日でない日まで）

使用日の2日前までに来館し、還付の手続をした場合 5割還付

使用料還付の手続に必要なもの

使用承認書（コピーは不可）・使用申請者の印鑑（スタンプ印は不可）

12 使用料の減額・免除

教育委員会の後援の承認を受けて使用する場合は、使用料が5割に減額されます。また、使用料が免除される団体もあります。詳細については、お尋ねください。